



済生会三条療育サポートセンター

ひまわり



児童発達支援事業

放課後等デイサービス事業





## 理念

- ◇ 親と障がいのある子どもが、互いに心から愛おしいと思える関係を作る
- ◇ 障がい特性を理解し、的確なサポートを行う
- ◇ 病気や障がいなどがあっても幸せに暮らせるよう地域社会に参加し、多様な人々が幸せになれる社会を作る

## 児童発達支援事業

営業時間	月曜日～金曜日 午前9：15～午後12：15 休業日…土曜日、日曜日、祝日、12月29日～1月3日
利用対象	通所受給者証をお持ちの2歳から年長までの幼児
定員	3～4名
利用料	サービス利用にかかった費用の1割をご負担いただきます
送迎サービス	送迎はありません

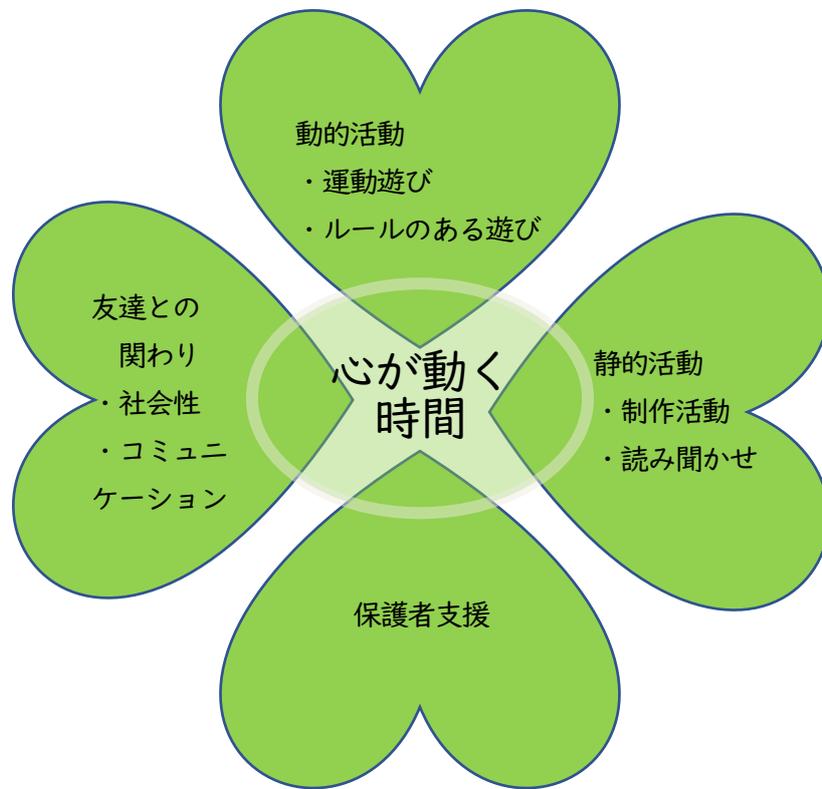
## 放課後等デイサービス事業

営業時間	月曜日～金曜日 午後2：00～午後5：30 長期休暇日 午前9：00～午後5：00 休業日 土曜日・日曜日、祝日、12月29日～1月3日
利用対象	通所受給者証をお持ちの小学生から高校生までの児童・生徒
定員	8～10名
利用料	サービス利用にかかった費用の1割をご負担いただきます
送迎サービス	学校への迎えのみとなります 長期休暇中の送迎はありません

---

スタッフ	センター長、副センター長、児童発達支援管理責任者、保育士
協力医療機関	新潟県済生会三条病院

# ～療育プログラム～



## ご利用方法

### 通所受給者証をお持ちでない場合

- ① サービスを利用するために「通所受給者証」が必要となります。お住いの市町村に「通所受給者証」の申請手続きをお願いいたします。
- ② 「通所受給者証」が届いたら、再度お電話ください。
- ③ ご契約手続き完了後、児童発達支援管理責任者がアセスメントを行い、個別支援計画を作成いたします。
- ④ 個別支援計画に基づき、サービスを開始いたします。

### 通所受給者証をすでにお持ちの場合

- ① 当事業所にお問い合わせいただくか、担当の相談員にご連絡してください。
- ② 通所受給者証をお持ちのうえ来所していただき、ご契約手続きをいたします。
- ③ 児童発達支援管理責任者がアセスメントを行い、個別支援計画を作成いたします。
- ④ 個別支援計画に基づき、サービスを開始いたします。

### <見取り図>



### <地図>



済生会三条療育サポートセンターひまわり

〒955-0833 三条市大野畑6番86-11号

電話 0256-35-1600 FAX 0256-64-8360